

議案第22号

磐田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市公告式条例の一部を改正する条例

磐田市公告式条例（平成17年磐田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行う。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（規則の公布及び規程の公表）」に改め、同条第1項中「除くほか、」を「公布するとき、又は」に、「公表の」を「公布又は公表の」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項及び第3項」に、「規程」を「規則又は規程」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第2条」を「前条」に改め、「定める規則」の次に「又は市の機関の定める規程」を加え、「同条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」」を「同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第4条」を「第3条」に、「第5条第2項」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

磐田市公告式条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(追加)</p> <p><u>(規則に関する準用)</u></p> <p>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</p> <p><u>(規程の公表)</u></p> <p>第4条 規則を除くほか、<u> </u>市長の定める規程を公表しようとするときは、<u>公表の </u>旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p> <p>2 第2条第2項 <u> </u>の規定は、前項の<u>規程 </u>に準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則<u> </u>で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、<u>同条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」</u><u> </u>と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、<u>同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイト</u>に設置した<u>掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(規則の公布及び規程の公表)</u></p> <p>第3条 規則を<u>公布</u>するとき、又は市長の定める規程を公表しようとするときは、<u>公布又は公表の旨</u>の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項</u>の規定は、前項の<u>規則又は規程</u>に準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第4条 <u>前条</u>の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則<u>又は市の機関の定める規程</u>で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、<u>同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>(施行期日の特例)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(告示及び公告に関する準用)</p> <p><u>第7条</u> <u>第4条</u>の規定は、市長の発する告示及び公告に、<u>第5条第2項</u>の規定は、市の機関の発する告示及び公告に準用する。</p>	<p>(施行期日の特例)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(告示及び公告に関する準用)</p> <p><u>第6条</u> <u>第3条</u>の規定は、市長の発する告示及び公告に、<u>第4条</u> _____の規定は、市の機関の発する告示及び公告に準用する。</p>